

第九條 抗張試驗片ハ仕上リ直徑 20mm 乃至 30mm 平行部ノ長サ 20mm 乃至 30mm トシ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス。

但シ試驗片ノ兩端ハ試驗機ニ適合スル形狀ニ仕上グルモノトス。

種 別	第一種	第二種	第三種	第四種
抗張力 kg/mm <sup>2</sup>	10 以上	14 以上	18 以上	23 以上

第十條 試驗片ノ數及ビ供試材ノ鑄造法ハ特ニ指定ナキ限リ次表ニ依ルモノトス。

鑄造品 1 ケノ鑄造重量 (kg)	抗折試驗片ノ數	抗張試驗片ノ數	硬度試驗片	供試材ノ鑄造法
500 以上	1鑄造品毎ニ 2 個トシ内 1 個合格スルコトヲ要ス、但シ同形ノ鑄造品ヲ 1 取鍋ヨリ多數鑄造スル場合ニ於テハ注文者又ハ検査員ノ承認ヲ經テ試驗片ノ數ヲ減ズルコトヲ得。	左ニ同ジ	硬度試驗ハ抗折試驗片ノ横断面ノ中央部ニテ行フモノトス。	供試材ハ本體ニ附帶セシムル時ハ任意トシ然ラザル場合ハ縦込トス。
500 未滿	1 取鍋毎ニ 2 個トシ内 1 個合格スルコトヲ要ス。	同 左	同 上	同 上

備考 抗張試驗片ハ使用後ノ抗折試驗片ヲ利用スル事ヲ得。

第十一條 試驗片ノ仕上不良ナルカ又ハ疵アルトキハ試驗前之ヲ棄却シ更ニ試驗片ヲ製作スルモノトス。

### 第五章 檢 査

第十二條 鑄鐵品ノ檢査ハ日本標準規格第六號(鑄鋼品)第六章ニ準ズ。

## 鑄 鐵 品 規 格

(海軍省ヨリ工業品規格統一調査會ニ提出セン案)

### 第一章 種 別

第一條 本規格ニ於テ規定スル鑄鐵品ハ之ヲ次ノ四種ニ區分ス、

第一種	第二種	第三種	第四種
-----	-----	-----	-----

### 第二章 製 造 法

第二條 鑄鐵品ハ特ニ指定ナキ限リ熔銑爐又ハ適當ノ方法ニ依リ製造スルモノトス。

第三條 鑄鐵品ハ適當ノ構造ヲ有スル爐内ニテ各部一樣ニ燒鈍スルモノトス。

### 第三章 化 學 試 驗

第四條 第二種、第三種、第四種 鑄鐵品ノ成分中全炭素、硅素、

磷及硫黃ノ含有量ハ右表ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ズ。

全炭素%	硅素%	磷%	硫黃%
3.2	1.6	0.15	0.05

第五條 前條成分ノ檢定ハ製造所ニ於テ 1 鑄銑毎ニ採取セル試料ニ付之ヲ行フモノトス。

第六條 第四條ノ含有量ハ第四章以下ニ規定セル試験及検査ノ成績良好ニシテ注文者又ハ検査員ニ於テ使用ノ目的ニ適スルモノト認メタルトキハ其ノ1割以内ヲ超過スルコトヲ得。

第七條 注文者又ハ検査員ノ承認ヲ經タルトキハ本章ノ規定ニ依ラザルコトヲ得。

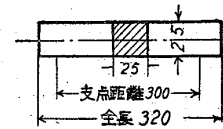
第四章 抗張試験及其他

第八條 抗張試験及横折試験ハ各種鑄鐵品ニ對シテ行ヒ硬度試験ハ第四種ニ限り之ヲ行ヒ壓縮試験ハ特ニ指定ナキ限り之ヲ行ハザルモノトス。

第九條 抗張試験ニ在リテハ標準試験片第四號ヲ、壓縮試験ニ在リテハ徑 14mm、高 25mmノ試験片ヲ用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス。

種 別	抗張力 kg/mm <sup>2</sup>	壓縮力 kg/mm <sup>2</sup>
第一種	14 以上	63 以上
第二種	16 以上	—
第三種	19 以上	—
第四種	23 以上	—

横折試験片



第十條 横折試験ニ在リテハ右上圖ノ試験片ヲ用キ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス。

種 別		第一種	第二種	第三種	第四種
横折試験	荷重(kg)	900以上	1,100以上	1,200以上	1,300以上
	撓量(mm)	—	2.4 "	2.8 "	3.0 "

第十一條 硬度試験ニ在リテハ「ブリネル」硬度計ヲ用

キ右表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス。

種 別	硬 度
第四種	180~230

第十二條 試験片數及供試材ノ鑄造法ハ特ニ指定ナキ限り次表ニ依ルモノトス。

鑄鐵品 1 箇ノ仕上重量 kg	抗張試験片ノ數	横折試験片ノ數	硬度試験片	供試材鑄造法
500 以上	鑄鐵品毎 = 1 個但シ同形ノ鑄鐵品ヲ 1 熔鐵ヨリ多數鑄造スル場合ニ於テハ注文者又ハ検査員ノ承認ヲ經テ試験片ノ數ヲ減ズルコトヲ得。2 熔鐵以上ヲ使用シ 1 箇ノ鑄造品ヲ鑄造スル場合ニ於テハ 2 箇。	同 左	硬度試験片ハ別ニ造ラズ横折試験ノ支點外平面ニテ行フモノトス。	供試材ハ乾燥セル砂型ニテ本體ニ附着シ上リ湯ヲ以テ鑄造スルモノトス、但シ第一種ニ對シテハ別箇ニ鑄造スルコトヲ得、又第二種、第三種及第四種ニ對シテハ注文者又ハ検査員ノ承認ヲ經テ連結又ハ別箇ニ鑄造スルコトヲ得。
500 未滿	1 熔鐵毎 = 1 箇。	同 左	同 上	供試材ハ鑄造品ト連結又ハ別箇ニ鑄造スルモノトス。

備考 第二種、第三種及第四種鑄鐵品ニ對スル試験片ノ鑄上リ寸法ヲ次ノ通りトシ各面機械仕上量ヲ均一ナラシムルモノトス。

一、抗張試験片 徑 25mm。 二、横折試験片 35mm 角、長 約 330mm。

第十三條 試験片ノ仕上不良ナルカ又ハ疵アルトキハ試験前之ヲ廢却シ更ニ試験片ヲ製作スルモノトス。

第十四條 抗張試験又ハ横折試験ノ成績ガ規格ニ合セザル場合注文者又ハ検査員ニ於テ試験片ガ適當ニ

材質ヲ代表セザルモノト認メタルトキハ更ニ之ト同數ノ試験片ヲ製作シ再試験ヲ行フコトヲ得。

第五章 檢 査

第十五條 鑄鐵品ニハ有害ナル疵又ハ巢等ノナキコトヲ要ス。

第十六條 試験片又ハ分析試料ノ試験成績ガ本規格ノ一部若ハ全部ニ合セザルトキハ其ノ代表スル鑄鐵品ヲ不合格トス。

第十七條 鑄鐵品ニハ検査前塗裝其ノ他表面ノ検査ニ妨ゲ在ル處理ヲ施スコトヲ得ズ。

第十八條 本規格ニ合格シタル鑄鐵品ニハ種別、製造所名及検査済ノ證印ヲ刻シ且其ノ周圍ニ塗料ヲ施シ識別ニ容易ナラシムルモノトス、但シ刻印ヲ施シ難キモノニ在リテハ適當ノ方法ニ依リ種別、製造所名及検査済ヲ表示スルモノトス。

鑄 鐵 品 用 途

第一種	第二種	第三種	第四種
第二種、第三種 第四種以外ノ用途。	一、内火機械用 臺板及架構。 二、其他指定セラレタル用途。	一、内火機械用 イ、發動機箱（入籠ト外衣ト同體ノモノヲ含ム）同用蓋及ビ吸鏝 ロ、空氣壓搾唧筒箱、同用蓋及吸鏝 ハ、掃除唧筒箱、同用蓋及吸鏝 二、其他指定セラレタル用途。	一、内火機械用 イ、發動箱用蓋、入籠及吸鏝 ロ、空氣壓搾唧筒箱、同用蓋及吸鏝 二、其他指定セラレタル用途。